

木質バイオマス利用促進整備（拡充）  
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）  
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成21年度予算額 13,222,122（9,691,997）千円の内数】

事業のポイント

未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利活用施設の整備を行います。

（木質バイオマスの現状）

- ・木質バイオマス発生量（約3,120万 $m^3$  平成17年）のうち約1,840万 $m^3$ を既に利用。
- ・木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約34,000トン（平成19年）に増加。

政策目標

木質バイオマスの有効利用を図る先駆的な施設の整備をモデル的に実施し、その波及効果を含めて、木材産業におけるエネルギー供給施設（木質資源利用ボイラー、発電機）を平成24年度までの5年間で新たに150基増加

平成24年度までに木質ペレットの年間製造量を15万トンに増加

＜内容＞

民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携の下、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として利活用する施設の整備を実施します。

林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備

未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利活用するチップ製造施設、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設、製品の原料として利活用する木材成分抽出利用施設、木質系粗飼料製造施設等の木質バイオマス製品供給施設の整備

公共施設等において木質バイオマスを燃料として利活用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストーブの導入

＜交付率＞

定額（1/2、1/3）

＜事業実施主体＞

地方公共団体、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者、民間事業者（地域に賦存する木質バイオマスの総合的な利活用に取り組む地域において事業を行う場合又は、B材・C材等の安定取引協定を森林所有者等と締結するなどにより地域材を利用する民間事業者が事業を行う場合、「CO<sub>2</sub>排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業のうち木質ペレット地域流通整備事業」に取り組む場合に限る）

＜事業実施期間＞

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁木材利用課]